

確認検査業務 手数料額表

一般財団法人 神奈川県建築安全協会
令和8年4月1日施行

1 建築物の基本手数料

(1) 確認審査申請手数料*¹

(申請1件につき 非課税)

申請床面積の合計	手数料の額		
	一戸建て住宅		その他の用途
		特例あり* ²	
100㎡以内のもの	38,000円	21,000円	40,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	56,000円	32,000円	60,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	80,000円	/	90,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	100,000円	/	110,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	143,000円	/	143,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	244,000円	/	244,000円

*1 新築、増築、改築に適用する。

*2 「特例あり」：3号建築物（建築士の設計によるもの）及び型式適合認定建築物

※移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更については、上表の「申請床面積」を「延べ面積」に読み替えた額の2倍とする。

(2) 中間検査申請手数料

(申請1件につき 非課税)

申請床面積の合計	手数料の額		
	一戸建て住宅		その他の用途
		特例あり*	
100㎡以内のもの	36,000円	30,000円	40,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	45,000円	37,000円	56,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	55,000円	/	61,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	65,000円	/	82,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	120,000円	/	130,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	170,000円	/	180,000円

*「特例あり」：3号建築物（建築士の工事監理によるもの）及び型式適合認定建築物

(3) 完了検査申請手数料

(申請1件につき 非課税)

申請床面積の合計	手数料の額		
	一戸建て住宅		その他の用途
		特例あり*	
100㎡以内のもの	36,000円	30,000円	42,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	48,000円	39,000円	57,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの	61,000円	/	69,000円
300㎡を超え、500㎡以内のもの	73,000円	/	89,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	130,000円	/	140,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	170,000円	/	180,000円

*「特例あり」：3号建築物（建築士の工事監理によるもの）及び型式適合認定建築物

※互いに近接した敷地における建築物の中間検査又は完了検査が、同一検査日程で2件以上申請され、かつ検査を実施した場合には、当該手数料の額から1,000円を減じた額とする。

(4) 計画変更確認申請手数料 (申請1件につき 非課税)

申請の工事種別	手数料の額
新築、増築、改築* ¹	(「申請床面積」を用いて(1)確認審査手数料の表にて算定した金額) × 0.5 1,000円未満は切り上げ
移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替* ²	(「申請床面積」を「延べ面積」に読み替えて(1)確認審査手数料の表にて算定した金額) × 2.0

※完了検査時の追加説明における計画変更相当を含む。

※変更前、変更後とも省エネ仕様基準による場合の変更申請では、5(1)省エネ仕様基準審査は加算しない。

*1 直前の確認を当協会を受けていない場合、計画変更確認申請手数料は確認申請と同額とする。

*2 直前の確認を当協会を受けていない場合、計画変更確認申請手数料は別途見積とする。

(5) その他 (申請1件につき 非課税)

中間検査又は完了検査における再検査	15,000円
-------------------	---------

2 昇降機の確認検査申請手数料 (申請1件につき 非課税)

昇降機の種類	確認審査	完了検査	計画変更確認*
型式の昇降機	24,000円	32,000円	10,000円
小荷物専用昇降機	18,000円	24,000円	10,000円
上記以外の昇降機	30,000円	34,000円	10,000円

※再検査に係る手数料は15,000円

※完了検査時の追加説明における計画変更相当を含む。

*直前の確認を当協会を受けていない場合、計画変更確認申請手数料は確認申請と同額とする。

※昇降機の申請を建築物の申請に併願する場合は、建築物の申請手数料に昇降機の申請手数料を加算する。

3 工作物の確認検査申請手数料 (申請1件につき 非課税)

工作物の種類	確認審査	完了検査	計画変更確認* ¹	
擁壁	2m超～5m以下	28,000円	33,000円	11,000円
	5m超～10m以下	42,000円	50,000円	16,000円
	10m超	別途見積	別途見積	別途見積
	複数の検討断面を有する場合の加算	5,000円 × (n - 1) * ²		
広告塔・広告板等 4m超～10m以下	26,000円	31,000円	10,000円	
煙突 10m未満	50,000円	60,000円	10,000円	
鉄柱等	50,000円	60,000円	10,000円	
高架水槽等	50,000円	60,000円	10,000円	

自動車車庫 50㎡以下	50,000円	60,000円	10,000円
上記工作物に係る特殊な規模構造によるもの	別途見積		

※再検査に係る手数料は15,000円。

※完了検査時の追加説明における計画変更相当を含む。

*1 直前の確認を当協会を受けていない場合、計画変更確認申請手数料は確認申請と同額とする。

*2 nは、工作物の検討断面の数とし、確認審査手数料（計画変更確認含む）及び検査手数料に
加算する。

4 構造審査等の加算

(申請1件につき 非課税)

申請面積 *1	100㎡ 以内	100㎡を 超え 200㎡ 以内	200㎡を 超え 300㎡ 以内	300㎡を 超え 500㎡ 以内	500㎡を 超え 1,000㎡ 以内	1,000㎡を 超え 2,000㎡以内
ルート1計算 (一戸建て住宅)	18,000円/独立部分*2		24,000円/独立部分*2		30,000円/独立部分*2	
ルート1計算 (その他の用途)	18,000円/独立部分*2		36,000円/独立部分*2		45,000円/独立部分*2	
ルート2審査	120,000円/独立部分*2					150,000円/ 独立部分*2
構造適判物件 (照合審査を含む)	45,000円	60,000円				80,000円
仕様規定等に係る 構造計算*3	12,000円	18,000円	24,000円			
土砂災害特別警戒 区域内の構造審査	30,000円	45,000円		60,000円		別途見積
その他の構造審査	別途見積					

*1 「申請面積」は、第16条第1項第1号に定める構造計算等を要する建築物ごとの床面積（ルート2審査及び照合審査は除く。）とし、令第137条の2の規定により既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用があるものは当該部分の床面積を含む。

*2 「独立部分」とは、エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分をいう。

*3 「仕様規定等に係る構造計算」とは、壁量計算、「ルート1計算」、「ルート2計算」、「構造計算適合性判定（照合審査を含む）」又は「土砂災害特別警戒区域内の構造審査」以外の仕様規定に係る構造計算をいう。

5 省エネ審査・検査の加算等

(1) 省エネ仕様基準審査の加算

確認申請時に審査を行う場合

(申請1件につき 非課税)

建築物の種別	床面積の合計	手数料の額
一戸建て住宅	200㎡以内のもの	14,000円
	200㎡を超え、2,000㎡以内のもの	16,000円
その他の住宅 (共同住宅、長屋等)	300㎡以内のもの	39,000円
	300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	54,000円

(2) 省エネ適判物件等の検査の加算

項目	手数料の額
省エネ適判等を受けた建築物に係る完了検査（一戸建て住宅）	15,000円（ただし、直前の省エネ適判等を行った者が当協会以外の場合は、45,000円）
省エネ適判等を受けた建築物に係る完了検査（その他の用途）	40,000円（ただし、直前の省エネ適判等を行った者が当協会以外の場合は、120,000円）

(3) 省エネ適判物件等の軽微な変更説明書

項目	手数料の額
省エネ適判等を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルートA）の内容確認（一戸建て住宅）	3,000円（ただし、直前の省エネ適判等を行った者が当協会以外の場合は、省エネ適合性判定業務規程別表3に掲げる額の税抜き額に5,000円を加算した額）
省エネ適判等を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルートA）の内容確認（その他の用途）	10,000円（ただし、直前の省エネ適判等を行った者が当協会以外の場合は、省エネ適合性判定業務規程別表4、別表5に掲げる額の税抜き額に10,000円を加算した額）
省エネ適判等を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルートB）の内容確認（一戸建て住宅）	10,000円（ただし、直前の省エネ適判等を行った者が当協会以外の場合は、省エネ適合性判定業務規程別表3に掲げる額の税抜き額に15,000円を加算した額）
省エネ適判等を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルートB）の内容確認（その他の用途）	25,000円（ただし、直前の省エネ適判等を行った者が当協会以外の場合は、省エネ適合性判定業務規程別表4、別表5に掲げる額の税抜き額に25,000円を加算した額）

6 その他の加算

[審査関係]

(申請1件につき 非課税)

項目	手数料の額
最低限敷地面積の既得権の審査	5,000円
同一敷地内に申請建築物が2棟以上ある場合の審査	5,000円 (2以上の建築物から一建築物ごと)
天空率の審査	5,000円/天空率 (地域、地区、区域等ごとの部分ごと)
日影の審査	5,000円（敷地内の一建築物ごと）
増築（別棟増築を除く）の既存部分審査	(申請以外の部分の床面積を用いて1建築物の基本手数料(1)の表にて算定した金額) × 0.5 1,000円未満は切り上げ

検査済証がない建築物の増築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更の既存部分の審査（木造2階建て住宅を除く）	別途見積
耐火性能検証法の審査	別途見積
区画避難安全検証法の審査	別途見積
階避難安全検証法の審査	別途見積
全館避難安全検証法の審査	別途見積
確認を要しないエレベーターが建築物申請に含まれる場合の審査	(2 昇降機の確認審査手数料) × 0.5

〔検査関係等〕

(申請1件につき 非課税)

項目	手数料の額
直前の確認を当協会ですべて受けていないものの検査	1 (1)、2、3 の確認審査手数料の3倍 当協会で行う検査の初回のみ
確認を要しないエレベーターが建築物申請に含まれる場合の完了検査	11,000円
区域による検査手数料の加算（区域A）	10,000円 (相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村)
区域による検査手数料の加算（区域B）	3,000円 (相模原市（緑区を除く）、小田原市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、開成町、愛甲郡愛川町)
当該検査日の4日前（業務規程第16条に定める休日を含めない）17時以降の検査の取消又は変更	10,000円（一申請ごと）
その他	別途見積

7 届出等

(届出等1件につき 非課税)

項目	手数料の額
軽微な計画変更届（構造関連の変更を含むもの）	10,000円
軽微な計画変更届（その他の変更）	3,000円
検査追加説明書（軽微：構造関連の変更を含むもの）審査	10,000円
検査追加説明書（軽微：その他の変更）審査	3,000円
名義変更等届	3,000円
誤記訂正届	1,000円 (確認済証等の再交付を受ける場合は3,000円加算)
地番変更届	3,000円
台帳記載証明願	10,000円

8 消防同意事務手数料

(申請1件につき 非課税)

項目	手数料の額
消防同意事務手数料	2,000円

9 その他の手数料

(申請1件につき 消費税及び地方消費税10%を含む)

項目	手数料の額
確認済証等送付事務手数料 *	1,100円

* 定期郵送による場合の手数料は別に定める。

10 新基準適合審査の加算

令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け、4月1日以降に着工した、又は着工する建築物の新法基準適合審査の手数料加算

次の項目のうち該当する項目の合計額

(1) 旧4号建築物から新2号建築物になる場合

確認済証交付後速やかに審査を行う場合 (申請1件につき 非課税)

項目	手数料の額
新基準仕様規定適合審査 (省エネ仕様基準を除く)	1 建築物の基本手数料(1)の表にて算定した金額) × 0.5 1,000円未満は切り上げ

(2) 旧1号・2号・3号建築物から新1号・2号建築物になる場合 (3)の場合を除く)

項目	手数料の額
軽微な計画変更届に該当する場合	3,000円
計画変更確認に該当する場合	1 (4)の額

(3) 床面積300㎡超500㎡以下で構造計算の審査を経っていなかった建築物

項目	手数料の額
計画変更確認及び構造審査加算	1 (4)の額 4 構造審査等の加算の額の合計額

(4) 省エネ仕様基準審査 確認済証交付後速やかに審査を行う場合 (申請1件につき 非課税)

建築物の種別	床面積の合計	手数料の額
一戸建て住宅	200㎡以内のもの	14,000円
	200㎡を超え、2,000㎡以内のもの	16,000円
その他の住宅 (共同住宅、長屋等)	300㎡以内のもの	39,000円
	300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	54,000円

(5) 新基準仕様規定適合審査 検査申請と同時期に審査を行う場合* (申請1件につき 非課税)

項目	手数料の額
新基準仕様規定適合審査 (省エネ仕様基準を除く)	(1) 建築物の基本手数料(1)の表にて算定した金額) × 1.0

(6) 省エネ仕様基準審査 検査申請と同時期に審査を行う場合* (申請1件につき 非課税)

建築物の種別	床面積の合計	手数料の額
一戸建て住宅	200㎡以内のもの	21,000円
	200㎡を超え、2,000㎡以内のもの	24,000円

その他の住宅 (共同住宅、長屋等)	300 m ² 以内のもの	59,000 円
	300 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	81,000 円

* 検査予約日（予定日）と新基準適合審査提出日が近接している場合

1 1 壁量基準等の経過措置終了に伴う新基準審査

令和 8 年 3 月 31 日までに壁量基準等の経過措置を適用して確認済証の交付（軽微な計画変更届による審査も含む）を受け、4 月 1 日以降に着工した、又は着工する建築物の新基準適合審査の手数料加算

(1) 計画変更の場合（(3)の場合を除く） (申請 1 件につき 非課税)

項 目	手数料の額
計画変更確認	1 (4) の額
及び構造審査加算	4 構造審査等の加算の額 の合計額

(2) 軽微な計画変更届の場合（(4)の場合を除く） (申請 1 件につき 非課税)

項 目	手数料の額
軽微な計画変更届（構造関連の変更を含むもの）	10,000 円

(3) 計画変更 検査申請と同時期に審査を行う場合* (申請 1 件につき 非課税)

項 目	手数料の額
計画変更確認	1 建築物の基本手数料(1)の表にて算定した金額)
及び構造審査加算	4 構造審査等の加算の額 の合計額

(4) 軽微な計画変更届 検査申請と同時期に審査を行う場合* (申請 1 件につき 非課税)

項 目	手数料の額
軽微な計画変更届（構造関連の変更を含むもの）	15,000 円

* 検査予約日（予定日）と新基準適合審査提出日が近接している場合